

ヤングケアラー 支援ガイドブック

ヤングケアラー支援のための福祉サービスの手引き



令和6年8月

春日井市こども未来部こども家庭支援課
(春日井市こども家庭センター)

この手引きは、ヤングケアラーを支援するために、各種福祉サービスについてまとめた手引きです。こどもを支える様々な分野の方に手に取っていただき、こどもの困りごとに応じて活用できる行政のサービスを確認してください。

01 ヤングケアラーとは

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者と定義されます。本来、大人が担うとされているような家事や、病気や障がいがある家族や幼いこどもの世話、家族の感情面のサポートなどを、日常的に行っています。

02 心配なヤングケアラーの相談をする時は

春日井市では、ヤングケアラーコーディネーターをこども家庭支援課に配置しており、皆さまからの相談を受け付けています。

このガイドブックに記載されている、様々なサービスへのつながを行いますので、心配なこどもを見かけた時は、ヤングケアラーコーディネーターに相談してください。

03 相談先

春日井市 こども未来部 こども家庭支援課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44
Tel(0568)85-6229



市ホームページ

ヤングケアラーコーディネーターとは

ヤングケアラーコーディネーターは、本人や周囲の人からの相談を受けて、福祉サービスへのつながを行います。



ヤングケアラーが行っていること



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) ※ここにあげていること以外にも、様々な役割が考えられます。

想定されるケースと、利用できる可能性のある福祉サービス

ヤングケアラーとして想定されるケースを挙げています。それぞれのケースにおける家庭のニーズと、利用できる可能性のある福祉サービスや相談先を分野別に番号を付けて表示しています。
※分野別の福祉サービス内容は3～6ページをご覧ください。

【福祉サービス等の番号】(分野別)

A-1～A-13 こどもがいる家庭への支援
B-1～B-20 高齢者のための支援
C-1～C-16 障がいのある方のための支援

D-1～D-3 コミュニケーションのための支援
E-1～E-3 生活を支えるための支援
F-1～F-8 その他の相談

G-1 ヤングケアラー支援全般

	想定ケース	家庭のニーズ	福祉サービス
1	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。	介助を手伝ってほしい、ヘルパーに家事を手伝ってほしいなど	C-1～C-16、F-3、F-8、G-1
2	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。	こどもを預かってほしい、こどもの負担軽減をしたいなど	A-1～A-13、F-2、G-1
3	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。	介助を手伝ってほしい、こどもを預かってほしいなど	C-1～C-16、F-3、F-8、G-1
4	目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気づかいをしている。	介護を手伝ってほしい、認知症の相談をしたいなど	B-1～B-20、G-1
5	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。	自分の時間がほしい、学校に行きたいなど	D-1～D-3、G-1
6	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。	経済的な支援をしてほしい、学校に行きたいなど	E-1～E-3、F-1、G-1
7	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。	誰かに相談したい、医療機関に受診したいなど	F-1、F-5、F-7、G-1
8	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。	病気について相談したい、介助を手伝ってほしいなど	C-1～C-16、F-3、F-5、F-8、G-1
9	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。	介助を手伝ってほしい、施設を利用したいなど	C-1～C-16、F-3、F-8、G-1
10	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。	介助を手伝ってほしい、施設を利用したいなど	C-1～C-16、F-3、F-8、G-1

こどもがいる家庭への支援

	事業名	内容	窓口・HP
・こどもを預かる			
A-1	保育園、認定こども園	保護者が仕事、病気等により家庭でこどもを保育することができない場合に預かります。	保育課 85-6202 
A-2	一時保育・一時預かり	生後6か月以後の未就学児で、その保護者が急な用事で保育できないときやリフレッシュしたいときに、一時的に預かります。	保育課 85-6202 子育て推進課 85-6206 
A-3	子どもの家・放課後児童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て推進課 85-6206 
A-4	放課後なかよし教室	小学生児童を対象として、保護者や地域のひとと協力し、学校の余裕教室や屋外で安全に配慮した声かけや遊びの補助をします。	学校教育課 85-6442 
A-5	児童ショートステイ	18歳未満のこどもで、その保護者の社会的な理由により、一時的に家庭における子育てが困難になった時に、施設で預かります。	こども家庭支援課 85-6229 

・こどもへの支援

A-6	子ども食堂	地域のつながりを活かし、こどもや子育て世帯等へ食事の提供等を行います。※ホームページから団体一覧を確認してください。	子育て推進課 85-6206 
A-7	エンパワメント家事支援	ヤングケアラーのこどもに対し、家事のコツ等を伝授します。	こども家庭支援課 85-6229 
A-8	子ども医療費助成	18歳になる年度末までのこどもが健康で安心した生活を送るために医療費を助成します。	保険医療年金課 85-6194 

・ひとり親家庭への支援

A-9	児童扶養手当、子ども福祉手当、県遺児手当	ひとり親家庭等の生活の安定とこどもの健全な育成を図るため手当を支給します。	子育て推進課 85-6201 
A-10	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭等が健康で安心した生活を送るために医療費を助成します。	保険医療年金課 85-6194 
A-11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	入院や出張等により一時的に生活に支障が生じたときに、支援員が家事等を支援します。	こども家庭支援課 85-6208 

・その他

A-12	子どもの学習・生活支援事業	困窮世帯の中学生に、週に1回公民館等で支援員が話を聞いたり勉強の個別サポートをし、進路など保護者の相談にのります。	地域共生推進課 85-6364 
A-13	ファミリー・サポート・センター	子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となり、預かりや送迎を地域の中で会員同士の話し合いで相互に援助活動を行う有償のボランティア組織です。※専門的な保育は行いません。	子育て子育て 総合支援館 35-3501 

高齢者のための支援

	事業名	内容	窓口・HP
B-1	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、生活の困りごと等の相談に応じます。	地域共生推進課 85-6187 
B-2	要介護認定申請	介護保険の各種サービスを利用するための要介護認定申請を受け付けます。	介護・高齢福祉課 85-6197 
B-3	ケアプランの作成	介護保険サービスを利用するための計画を作成します。	介護・高齢福祉課 85-6182 高齢者サービス科 
B-4	後期高齢者福祉医療費助成	障がい者や重度の要介護状態にある方等が健康で安心した生活を送るために医療費を助成します。	保険医療年金課 85-6194 

○介護保険サービスの一覧○

	事業名	内容	窓口・HP	
・自宅で利用するサービス				
B-5	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の援助を行います。	介護・高齢福祉課 85-6182	
B-6	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護用の浴槽を用意して、入浴の介護を行います。		
B-7	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。		
B-8	訪問リハビリテーション	居宅での生活を向上させるために、理学療法士や作業療法士等機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。		
B-9	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が訪問し、療養上の指導を行います。		
B-10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。		
・施設に通って利用するサービス				
B-11	通所介護(デイサービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)で、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	介護・高齢福祉課 85-6182	
B-12	通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身の機能の維持回復を図り、食事、入浴等の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。		
・施設に宿泊するサービス				
B-13	短期入所生活介護／療養介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	高齢者福祉 サービスガイド 	
・施設入所サービス				
B-14	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。		
B-15	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。		
B-16	介護医療院	長期にわたる療養を必要とする方のための施設です。		
B-17	認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある方が共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。		
・その他				
B-18	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与します。		
B-19	福祉用具購入費の支給	在宅生活維持のために、居宅サービスを利用して、指定を受けている事業所で支給対象の福祉用具を購入した時は、購入費の7～9割を限度額まで支給します。		
B-20	住宅改修費支給	在宅生活維持のために、居宅サービスによって居住する住宅を改修した時は、その費用の7～9割を限度額まで支給します。		

障がいのある方のための支援

	事業名	内容	窓口・HP
C-1	障がいのある方の相談支援	障がいをお持ちの方の相談に応じます。	障がい福祉課 85-6212
C-2	障がい福祉サービスの利用申請	障がい福祉サービスを利用するために必要な申請を受け付けます。	障がい福祉サービスガイド 
C-3	障がい福祉サービスの利用計画の作成	障がい福祉サービスを利用するための計画を作成します。	
C-4	心身障がい者医療費助成	身体、知的障がいのある方等が健康で安心した生活を送るために医療費を助成します。	保険医療年金課 85-6194 
C-5	精神障がい者医療費助成	精神障がいのある方等が健康で安心した生活を送るために医療費を助成します。	保険医療年金課 85-6194 

○障がい福祉サービスの一覧○

	事業名	内容	窓口・HP
・自宅で利用するサービス(障がい者・児共通)			
C-6	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅にヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課 85-6212
C-7	同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います。	
C-8	行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。	
・施設に通って利用するサービス(障がい者)			
C-9	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	障がいのある人が「はたらく」ためのガイドブック 
C-10	就労移行支援	一般企業への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
C-11	生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	医療的ケアが必要な方と家族のためのガイドブック 
C-12	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
C-13	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	子育て(発達が気になるお子さんの応援ガイドブック) 
・施設に通って利用するサービス(障がい児)			
C-14	児童発達支援	未就学の障がいのあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉ガイドブック ～障害者・戦傷病者の方へ～ (愛知県福祉局障害福祉課) [愛知県 福祉ガイドブック]検索
C-15	放課後等デイサービス	就学した障がいのあるこどもを対象に、授業の終了後または休校日に、施設で生活能力向上のために必要な訓練等を行います。	
・施設に宿泊するサービス(障がい者・児共通)			
C-16	短期入所(ショートステイ)	障がい者(児)を家庭で介護している方が、疾病、休息等のため、一時的に介護できなくなった場合に、指定事業所で介護します。	

コミュニケーションのための支援

	事業名	内容	窓口・HP
D-1	手話通訳、要約筆記者の派遣	手話や要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障がいの方等に、手話通訳者又は、要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課 85-6186 障がい福祉サービス課 
D-2	日本語教室	母国語が日本語でない方に、日本語を学習する教室を開催します。	多様性社会推進課 国際交流ルーム 56-1944 
D-3	外国人相談	在住外国人向けに、行政サービスに対する悩みや不安を軽減するため、多言語で相談に応じます。	市民相談コーナー 85-6620 

生活を支えるための支援

	事業名	内容	窓口・HP
E-1	生活保護	経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できない世帯に対して、憲法の理念に基づいて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。	生活支援課 85-6192 
E-2	生活困窮者自立相談支援	収入や負債、家計のやりくりで困っている人などに対し、支援員が相談に応じ、必要な制度を紹介するなどの支援を行います。	自立支援 相談コーナー 85-6194 
E-3	生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、一定の資金を貸し付けます。	春日井市社会福祉協議会 春日井市 生活福祉資金貸付制度課 

その他の相談

	事業名	内容	窓口・HP
F-1	市民相談	弁護士や税理士等の専門家が相談員として、様々な相談に応じます。	市民相談コーナー 85-6620 
F-2	妊産婦・乳幼児の相談	保健師が妊産婦の心配事やお子さんの気になる事について相談に応じます。	こども家庭支援課 85-6170 87-1552 
F-3	医療費の相談	安心して医療を受けられるよう各種の医療費助成制度についての相談に応じます。	保険医療年金課 85-6194 
F-4	女性相談	①女性の悩みや②女性の身の回りの法律问题についての相談に応じます。	多様性社会推進課 ①85-7871 ②85-4401 (相談予約) 
F-5	メンタルヘルス相談	こころの健康に関する様々な相談に応じます。	地域共生推進課 85-6172 
F-6	いじめ・不登校に関する相談	小中学校のいじめや不登校に関する相談に応じます。	学校教育課 85-6441 
F-7	依存症に関する相談	①アルコール・②薬物・③ギャンブル等の依存症に悩む方の相談に応じます。	愛知県精神保健福祉センター ①052-951-5015 ②052-951-1722 ③052-962-5377 
F-8	難病患者に関する相談	難病を抱えながら生活している患者及び家族に対して生活上の悩みや不安を解消できるよう相談に応じます。	春日井保健所 31-2188 

ヤングケアラー支援全般

	事業名	内容	窓口・HP
G-1	ヤングケアラーに関する相談	ヤングケアラーとその家族に関する相談に寄り添いサポートを行います。	こども家庭支援課 85-6229 

相談窓口一覧

内容	担当課	連絡先
ヤングケアラー全般に関すること	こども家庭支援課	85-6229
内容		
多文化共生に関すること	多様性社会推進課	85-4401
学習支援に関すること	地域共生推進課	85-6364
生活困窮者自立支援に関すること	自立支援相談コーナー	85-6152
生活保護に関すること	生活支援課	85-6192
健康面での不安に関すること	健康増進課	85-6164
介護に関すること	介護・高齢福祉課	85-6182
障がいに関すること	障がい福祉課	85-6186
保育園、認定こども園、幼稚園等に関すること	保育課	85-6202
ひとり親家庭に関すること	こども家庭支援課	85-6208
児童虐待(のおそれ)に関すること	こども家庭支援課	85-6229
小中学校に関すること	学校教育課	85-6441

＼ヤングケアラーチェックサイトを開設しました。／

ヤングケアラーでは?と、
気になるこどもに勧めてみてください。

<https://kasugai.young-carer.net/>



ヤングケアラー支援ガイドブック 令和6年8月発行

春日井市 こども未来部 こども家庭支援課(春日井市こども家庭センター)

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地